

令和 6 年度 第 2 回 三浦市空家等対策協議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 18 日（火） 14 時 00 分～15 時 00 分
- 2 会 場 三浦消防署 4 階会議室
- 3 議 事
(1) 空家等対策計画（案）について
- 4 出席者
(1) 委 員 兼子会長、加藤委員、柴谷委員、餅田委員、松原委員、榊原委員、
星野副市長（吉田市長の代理）

(2) 事務局 堀越都市環境部長、中村都市計画課長、柳澤 GL、林主事、新倉会計年
度任用職員

(3) 傍聴人 0 名
- 5 関係資料
資料 1 計画案第 4 章
資料 2 参考資料
その他 空き家対策関係資料
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会（堀越部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しまし
た。
 - ・ 委員の半数以上が出席（7 名中 7 名）しているため、本協議会条例の規定により、
本協議会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、申出はありませんでした。
 - ・ 議事内容は、三浦市空家等対策協議会運営要領に規定する非公開理由には該当しな
いため、議事内容を公開することを報告しました。
 - ・ 本協議会条例の規定により、兼子会長が議長となりました。

―議事―

議事 1 空家等対策計画（案）について

【議長（兼子会長）】

それでは会議の進行を私の方で進めさせていただきます。

本日は今年度第2回目の会議となります。どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

(1) 空き家等対策計画案についてですけれども、今回資料1と資料2の2つの資料がありますが、それぞれ別々に進めていくということですので、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料1 第4章についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料1をご用意ください。

本日ご覧いただく資料は、令和5年度第2回空家等対策協議会でご承認いただいたとおり、現行の計画をベースに精査検討し、追加や修正を行った箇所は赤字黄色マーカーを、削除する箇所は赤字見え消しとしております。

まず1ページ、2ページは修正等ございません。

3ページをご覧ください。3 空き家の適切な管理に関する事項の(4)所有者等に対する助言指導等の実施ですが、老朽危険度の状態に応じた取組を明確化するため、老朽危険度が低い空き家は不動産物件としての流通を、一方、老朽危険度の高い空き家は解体を促すことと、追加記載いたしました。

その下、(5) 特定空家等の認定ですが、令和5年12月に改正施行された空家特措法において、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空き家を「管理不全空家等」と定義づけられたことから、これに伴う追加記載をいたしました。

次の5ページは、修正等ございません。

次に6ページは、空き家バンクフローチャートについて時点修正等により必要な語句の修正を行っております。

次に7ページ、(7) 利活用の促進の検討ですが、前回の本協議会で事前にお示しし、いただいた委員皆様のご意見を踏まえ、解体費の補助、空家等活用促進区域の設定の検討、公共浄化槽事業の取組との連携を検討項目とし、これらを踏まえた総合的具体的な対策を検討するとして、追加記載いたしました。

8ページをご覧ください。5 特定空家等に対する措置に関する事項ですが、先ほども触れました空家特措法の改正により、「管理不全空家等」が新たに定義づけられたことに伴い、追加及び必要な修正を行いました。

次のフロー図についても必要な修正を行い、9ページのフロー図のとおりといたしました。

次の10ページですが、修正等ございません。

11ページをご覧ください。こちらでも空家特措法の改正に伴う追加記載や、市の組織再編等による必要な修正を行いました。

12ページをご覧ください。こちらは関係団体と改めて協議調整し、必要な修正を行いました。

次の13ページは、修正等ございません。

資料1の説明は以上でございます。

【議長（兼子会長）】

ありがとうございました。

ただいまの説明に対してご意見やご質問ありますでしょうか。

前は第3章までを見ていただきましたけども、今回新たに第4章ということで、具体的に空き家対策ということでご確認いただいておりますけども、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

【副市長】

実際にここが一番の対策というか、難しいところかなと思うんですけど、改めてこの7ページの利用促進の検討ということで提案された解体費の補助は、私の立場というのなんですけど、予算を取るとか、そういうことになったときに、どのくらいの規模感で考えていくお考えですか。

年間何件とか、1件当たりどのぐらいの補助にしようとしているとか、その辺の考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

【議長（兼子会長）】

事務局お願いします。

【事務局】

現時点で詳細はまだ詰めてないところですけども、やはり近隣自治体との均衡は図る必要があらうかと思っております。

まず金額面でいうと、30万円から50万円が多いところです。

一般的に言われるのが、1件の解体費が最近金額が変わってきているということで、200万円から、三浦市の地域特性もありまして、接道がないところだと、重機等が入らない場合、300万円くらいになるのかなと思っております。

そう考えますと、30万円から50万円というのが基本的なベースとして考える額とい

うふうに思っております。

年間の件数ですけれども、これは正直今のところ何件という持ち合わせた数字は持っておりませんが、これまでの本協議会の中でもお答えしたかと思いますが、市が実際行っている補助事業というのが各種ございます。その辺のバランスも踏まえて、庁内で検討してまいりたいと考えております。

【副市長】

はい、わかりました。

【議長（兼子会長）】

他に何かありますでしょうか。

【加藤委員】

今の続きですけれど、解体の補助を受けるときの申請や要件とか、結構それが大変だと皆さんそこまでして 30 万円、50 万円貰うのは面倒だというふうになってしまうんですけど、それは速やかにできるものなのでしょうか。

【事務局】

やはりあまり複雑なものはいけないのかなと思いますが、公費を充当する以上、最低限の必要書類というものはあろうかと思えます。それは今後、検討していきたいと考えています。

【加藤委員】

ありがとうございます。

【議長（兼子会長）】

他にありますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の参考資料、資料 2 の参考資料の方の説明に移らせていただきます。事務局またお願いいたします。

【事務局】

それでは資料 2 参考資料についてご説明いたします。資料 2 をご用意ください。

参考資料につきましては、空き家対策を実施するうえで必要となる空家特措法や各種条例等のほか、空き家バンク実施要綱、管理不全空家等及び特定空家等の判断基準、本協議会委員名簿、本協議会の経過を空家等対策計画に添付しているものでございます。

1 ページから 6 ページ上段までは改正前の空家特措法でございまして、これを削除し、

改正後の空家特措法を6ページから19ページに記載しております。

次の20ページ、21ページの本協議会条例、22ページの同条例施行規則に修正等はありません。

23ページから26ページに記載している空き家バンク実施要綱でございますが、平成29年の当初施行後、これまで複数回の改正を行いましたので、これに伴う必要な修正を行いました。

次、27ページから41ページに記載の管理不全空家等及び特定空家等の判断基準でございますが、第4章での説明と同様に、空家特措法の改正により、「管理不全空家等」が新たに定義づけられたことに伴い、追加及び必要な修正を行いました。

具体的な判断基準となります、31ページから41ページの別紙1から4の表でございますが、28ページの4 判断基準の記載のとおり、国が過去に示していた「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」が「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」へと改めて示され、いずれもガイドラインでございますが、これに準拠したものとしております。

次に42ページをご覧ください。

42ページの5 本協議会委員名簿ですが、現在の任期中の名簿へと修正し、6 本協議会の経過につきましても、このたびの空家等対策計画の改定に関わる内容へと修正いたしました。

説明は以上でございます。

【議長（兼子会長）】

ただいまの説明に対してご意見やご質問をお願いいたします。

参考資料となりますけれども、空家特措法が改正されて入れ替わった部分と、あとは三浦市の空家等対策協議会の条例ですね。これは特に変更なく、22ページも変更なしで、23ページの三浦市空き家バンク実施要綱がいろいろと変更が生じているということで、修正が入っております。そして27ページ以降、管理不全空家や特定空家の判断基準が、示されております。管理不全空家という定義が新たに入って、それが付け加わりながら変更されているということでしたけれども、何かお気づきの点、質問等ありますでしょうか。

【柴谷委員】

管理不全空家というのは、件数はどのくらいあるんですか。

【事務局】

今現在三浦市では無いです。

【議長（兼子会長）】

今後これに準じて判断し認定していくという形になるんでしょうかね。

【事務局】

補足ですが、管理不全空家と特定空家の大きな違いですけれども、特定空家は、この協議会の場でご意見をいただいた上で、市が認定するものです。

管理不全空家は、特定空家となるおそれがあるものとして一步前の段階になりますが、これに関しては協議会の意見を聴くことはなく、市が主体的に認定するものです。ここが大きな違いです。

【議長（兼子会長）】

そういう説明ですけども、このフローや判断基準に則って、市の方で管理不全空家は認定していく形になるそうです。

この認定基準も特に三浦市独自のというものではないということでしたけども。

【事務局】

もともとありました特定空家の判断基準は、国の示しているガイドラインそのまま準拠しておりまして、三浦市特有の事項はございませんでした。

これを踏まえまして、今回管理不全空家に関しましても、国の示しているガイドラインのとおり準拠して今回作成しております。

【議長（兼子会長）】

何か三浦市独自の何か困ったこととかいうか、特になく、国のガイドラインで大丈夫でしょうかね。

【事務局】

建物本体の状態を確認するものですので、例えば接道がないとかというのは、この判断基準に入っていないものですから、そこは三浦市特有のものは必要ないかなと考えております。

【議長（兼子会長）】

ということだそうです。

【松原委員】

特定空家の予備軍みたいなんですよね。

【事務局】

おっしゃるとおり、特定空家の一步前の段階で管理不全空家の指定ということがありますが、これまであった特定空家に認定しますと、指導助言から始まって、その都度対策等がとられないと、ステップとして、勧告、命令、代執行ということになります。

管理不全空家はこの一步前ですので、一步前の助言指導と勧告ということがあります。

この勧告にも応じられなかった場合、特定空家という判断をした上で、これまでどおり助言指導以降の手続きが必要になっていきます。

これまで特定空家に指定されて、勧告を受けた物件に関しては、固定資産税等の住宅用地の減税措置を受けられていたものが受けられなくなるということがありました。

これと同様に管理不全空家に関しても、勧告があった場合、同様の措置、対象にならなくなるということになります。

【議長（兼子会長）】

今までで特定空家で勧告に至っている案件というのはあったのでしょうか。

【事務局】

これまで一番初めの手続きとなる特定空家の認定がないものですから、それ以降もありません。

【議長（兼子会長）】

ないですね。そういう状況だそうです。

【柴谷委員】

実はうちの町にですね、住まわれていた方がお亡くなりになられて、相続放棄を身内の人がして、実際に誰も引き取らないというお宅があるんですよ。

6年ぐらい前になるんですけども、孤独死で、家もそのままになっているんで、植木が屋根を突き抜けるような形の状態になっているんですけども、今のお話でいくと、その特定空家じゃなくて、管理不全空家のもっと手前になっているんですね。

【事務局】

建物の状態、老朽化度を見ることになりますので、そこがひどくなければ、管理不全空家のまだ前段階になると思います。

【柴谷委員】

でもそこで相続放棄をされているわけですから、そのあとの指導ができないわけですよ。それはそのまま置いておくということですか。

【事務局】

まず今対象となっているお宅が、市の方で空き家として確認できているかどうかということはわからないところではあるんですけども、今のような情報をいただければ、市の方から、まずは所有者の登記ですとか、戸籍を確認して、対象者がいれば指導します。いなければいらないりの手続きを市の方で進めていくことになると思います。

【柴谷委員】

相続人が放棄しているわけですから、市の方で調べて、もう相続放棄をします。

ただし、亡くなってから相続放棄するまでのあいだにある程度時間が必要なんだけどそれちょっと超えてたんですけども、その状態でその放棄をするという形で。

【事務局】

相続人はいらっしゃったけども、その方が相続放棄をしたということでしょうか。

【柴谷委員】

2人ぐらいいらっしゃるんですけど。

【松原委員】

交渉相手がいなくなって、放棄されるのが一番困りますよね。

【副市長】

放棄したものを市が手を出していくとなると、何か悪い方にこう流れていく気がします。それならば放棄してしまうっていうふうになってしまうと、解決方法が違ってくるかなという感じですね。

【松原委員】

悪い見本みたいな。

【副市長】

三浦市の特色は、結構その辺りかなという気もするんですね。

空き家としてあって、もともと物件としての扱いができるものをどうしようかっていうことがメインだったんですけど、どうもそうならないものが多い。

接道の関係もあるし、状態が悪過ぎて、それをすごく担当者は悩んでるんですけど、だけれども、今までも特定空家にはなっていないのに、その辺これから変わっていくのかなと思います。

例えば最近あったのは、三崎口駅付近の建物があつたんですけど、強風で屋根の一部が

飛んで、停まっていた車を傷つけてしまった例がありました。空き家なので、ずっと指導してしまっていて、それを買い取る方が決まっていて、その方が買い取った空き家を更地にするって話までできていたので、それを管理不全空家や特定空家にしていたら、強制力が働いてもっと指導できるんでしょうけど、所有者さんの事情から、なかなか厳しいとか、そういうことが実態だと思うんですね。そこを市が何かをやっていくとなると、そのようなケースが増えていくように思います。

【松原委員】

元来自己責任で自分でやってくればそれが一番なんですよ。

【副市長】

被害が今回の場合、国道に来てしまって、そういう場所と、何かあってもそんなに周りに影響がない空き家があって、それを同じに扱えるかということも出てくるんじゃないかなと思うんですね。悩ましいですけど、難しいですね。

人に怪我がないように、一時的にバリケードで囲って歩行者を安全にするためにガードマン立てたんですよ。

【事務局】

先ほどのお話で、相続放棄ですとか、所有者不明・不在の空き家の対応としまして、特措法の改正によるものですが、市町村が裁判所に財産管理人の選任を請求し、修繕や処分を実施することができるということになっておりますので、これまでは民法上は利害関係人のみ請求可能だったのが、今回の特措法の改正で市町村が裁判所に請求することができるようになっておりますので、そのような対応になるのかなと思います。

【餅田委員】

今おっしゃっていただいたのは所有者不明建物の管理命令だと思うんですけども、私は土地の管理命令で管理人になったことがあって、その時にはもうお金がそもそもないんですね。土地しか存在しない、建物しか存在しないとなってくると、直してくれと言われても、お金がないので直せないんだそうです。

この制度はその次の買い手が見つかるだとか、買い手をもうある程度探してきていて、ただ所有者不明だから処理ができないというときに間に入るというときにはすごく使える制度なんですけども、修繕をって言われてしまうとちょっと使えないので、使える場面が結構限られてしまう制度なんだろうと思います。

【松原委員】

管理人がついたとしても、修繕する原資がないということです。

管理人がいるからお金持っているかっていうとそうじゃないんですよ。

【餅田委員】

相続財産清算人だったら、家の中に入って通帳探して原資が見つかったというのもあると思うんですけど、建物の管理人になると、建物の管理しかできないので、建物の中に入って通帳が見つかったとしてもそのお金を換価できないという形になります。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長（兼子会長）】

そのような説明がありましたけども、この参考資料は、何かほかに質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料1、資料2という形で今回新しく計画案が出てきましたけども、資料1はもうちょっと細かくよく見なくてもいいですか。

具体的な空き家の対策ということですけども、前回の空家等対策計画から変わったところが黄色い網掛けと赤になっておりますけども、そもそも何か付け加えるべきこととか、そもそも足りないといったようなことがもしあれば、7ページで利活用の促進の検討という項目が挙がっておりますけども、この対策、空き家対策で足りないところというのは、よろしかったでしょうか。

【副市長】

対策をかなり悩まれて、具体的にもう何か書きづらいところもあると思うんですね。

だけでもこれから内容を示すことを求められたりしてくるのかなと思うんですけど、どういうふうにどんな対策をしようとしても、やはり費用がかかるわけで、ただ単に空き家対策ということではなかなか難しいかなと思います。そうするとやはり他の事業と結びつけて空き家対策をしていくのかなというふうには思います。

下町の方だと港の周りの方のまちづくりをやっていますが、それとの連携とかというのは考えられるんですかね、進めるということで。

【事務局】

可能性といたしまして、今見ていただいている資料1の7ページのイですけども、空家等活用促進区域の設定の検討で、国が示している空家等活用促進区域の設定の資料によりますと、単に空き家を減らすために設定するものではなく、基本的には経済活動を活発

化するために空き家を活用することができるという考え方でして、今、副市長がおっしゃられている下町の新たなまちづくり、これとの連携というのは可能性はあるのかなというふうには考えています。

【副市長】

今三浦市で下町のほうの港の周辺で何か全体でやっていこうということが、これに該当しないと多分他は無理かなという感じがしますので、その辺は、民間がやることも多いですけど、連携してできれば、あそこでこれを実行する、ひとつのチャンスなのかなと思います。この辺は、それを活用していただいた方がいいかなと思います。

【議長（兼子会長）】

他にありますでしょうか。

【加藤委員】

利活用の促進の検討（ア～エ）まであるんですけど、前回も言った様に三浦市は道が狭いんですね。道が狭くて車が入らない、軽自動車でもやっとなという場所はどんどん空き家になる傾向があると。あと住む人も嫌がるし、若い人が来ない。お年寄りだと、例えば免許返納してしまえば道幅はもういいかなって思う方もいると思いますが、そういう所にある家が結構ありまして、やはりその道路の整備とか、更地にしても宅地の価値が残るセットバック推奨の提案というか項目があったほうがいいのかと思いますけど。

【議長（兼子会長）】

はい。事務局から何か返答がありますか。

【事務局】

特に三崎下町地区がおっしゃられる状況なのかなというのは承知はしております。

道路整備に関してイメージをまだ持ち合わせていないところでありますので、その点に関して、お時間をいただいて、どんな記載ができるのか、少し考えさせていただければと思います。

この空家等対策計画は実施計画のような、具体的にこれをやりますという記載ではなく、空き家対策の方針を掲げるものというふうな認識でありますので、どのような記載ができるかというのはちょっと検討させていただければと思います。

【加藤委員】

そうですね。

【副市長】

よろしいですか。多分道路整備しなければいけない地区があるのはもう承知していると思いますけども、やはり道路だけでは無理なので、面の話になってくるかなと思うんです。空き家が何件かあっても、少し広い範囲の中で、道路をその分広げたら、じゃあその分の土地をどう生み出すか、みたいになってくると思うんですけど、ただその道路だけ書くこともあるし、面的な整備するときに道路整備するということを記載する方法もあるので、その辺は検討いただいたらいいかなと思うんですけど、なかなか自分の土地が減っても道路広げてくれというのはなかなか難しいかなと思うので、その辺は考えていただければ。

【事務局】

道路の問題というのは三浦市の古くからの街並みですから、古くからあるところには往々にしてそういう問題がありまして、今回具体的な利活用の促進の検討というところで、ひとつ道路問題として独立というのは今のところまだ具体的な策を持ってないですから書けないんですけども、例えばエのところで「総合的具体的な対策を検討します」というところでも、当然そこに道路問題も入ってきますでしょうし、あと今回の公共浄化槽制度の取組との連携というものがあるんですけども、ここでも浄化槽設置する場所もなかったりするものですから、ここら辺でも、浄化槽の整備のときに道路問題に必ず関わってくると思いますので、こういうところで、折に触れてやはり道路問題、おっしゃるとおり一番大事な部分だと思いますので、合わせて引き続き検討させていただきたいなと思っています。道路、道路付けの問題は空き家とやはり密接不可分ということでございますので、引き続きそういう目を持って取り組んでいきたいなと思ってます。大変貴重な意見ありがとうございました。

【加藤委員】

ありがとうございます。

鎌倉の方は本当に道が狭くても資産価値高いんですけどね。不思議だけどあちらはそうですね。車が入りづらい所ばかりですよ。塀が立ってて、それでもブランドですもんね。

【議長（兼子会長）】

はい。他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

【柴谷委員】

今の道路の話もそうだと思うんですけども、いわゆる空き家になる前にどうしたらいいか。これは空き家になってしまったものをどうしようという形のものじゃないかと

思うんですけれども、空き家になる前に、可能性のあるお宅だとか、場所ですとかに対して、何らかの形で手を打っていく、逆に非常に難しいかもしれないんですけれども、それができないといつまでたっても追っかけていくような形になるんじゃないかと思います。

【議長（兼子会長）】

今回の資料1でいうと2ページ目が空き家の予防に関する事項ということになっていきますけれども、これまでやってきたことをまた続けていくということかと思うんですけれども、これまでやっていることがこの1から5まで掲げられていると思います。

他に何かということがあれば、おっしゃっていただいて、また3ページ以降もその予防や適切な管理っていうところに繋がっていくのかなと思いますけれども、何か足りないところ、あれば仰っていただければと思います。

はい。今日資料とは別にこのようなものがありますけれども、これも空き家の予防対策というふうに思いますが、これは今日説明は特にないんですかね。

【事務局】

このパンフレットは、市の戸籍担当のところで、死亡届等を出されたときには、必ず配布しているものですが、それ以外にも折に触れ、空き家所有者と関わる機会があるたびにお配りしているものです。

【議長（兼子会長）】

前回のこちらの協議会で、こういったものをお配りしているのかというような質問があったので今回配布されたのだったかと思います。これをお配りしているということですね。これについても皆さん、何かこういう情報があった方がいいんじゃないかっていうようなことがあれば、ご提案いただければと思いますけれども。

これは三浦市で作ったものですか。

【事務局】

はい、三浦市とジチタイアドという業者さんと協定を結びまして、作成にかかる費用については業者さんのほうで広告収入等で賄い、市はこの内容記事について確認するという役割分担で作成しているものでございます。

【議長（兼子会長）】

はい。

【松原委員】

なかなかいいですね。

【事務局】

やはり空き家問題にこれまで携わってきまして、一番の問題は、空き家所有者さんの認識があまりいただけてないというのが一番の問題かなと感じています。

責任感を持たれている方は自らが何をどうしなければならないというふうに動いていただけてますが、その意識が低い方が、やはり空き家をそのままの状態にさせてしまうとか、ご近隣に迷惑をかける状態になってしまうとか、そういうふうに感じていますので、まず所有者さんへの意識向上というのが、一番、まずはしなければならないことなのかなというふうに思っています。

【柴谷委員】

もう空き家になってしまっているから、要するに持ち主は住んでないわけですよね。ですから、まず今持ち主が住んでいるところを対象にして、その今の人から離れていかないような形にする方が先なんじゃないですかね。

空き家はもう絶対的な数としても、現状今住んでいる人たちに比べたら少ないと思います。

空き家は空き家でちゃんとした形で手を打ってかなきゃいけないでしょうけれども、今住んでいる人がこの家をご自分が亡くなったときにどうするかとか、そうじゃないと絶対数がやはり住んでいる人の方が多いんで、そのこの部分の対策をとるのがいいんじゃないかと思います。

【松原委員】

啓発で動くんでしょうかね。でもなかなか今そこに家を持っている人にね、それを何かやってというのはかなり難しいことですよね。

それじゃどうするかっていうとかなり難しいことかもしれませんけどね。

【議長（兼子会長）】

このパンフレットと、あとは空き家の管理について、持ち主所有者さんにこういう形で現況で屋根や外壁が損傷している場合だったり、草木が繁茂しているような苦情が来たような物件かと思うんですけども、それについては市の方からこういう文書を出しているということです。あとは封筒がありますが、税務課の納税通知書の裏面に空き家バンクの紹介が載っていますね。

【加藤委員】

もう使わなくなった建物だったら解体すれば一番いいんでしょうけれど、誰かがもしかしたら使うっていうのだと、維持するってことなんですよ。

あとは市街化調整区域の中にある空き家は、先に解体すると宅地要件を失ってしまうケースがあるので、それは本当にしっかりと県土木事務所のまちづくり・建築指導課に確認してから解体しないと、もう再建築できなくなるケースがあるので、それは気をつけないといけませんね。

あと人が住んでいる家でも、この管理不全空家になるんじゃないかなっていう、すごく古い家に住んでらっしゃる方もいるんですけど、空き家じゃない場合はどうなるのでしょうか。

【事務局】

あくまで、この管理不全空家や特定空家というのは、空き家に対する認定です。

住まわれている建物の状態が悪い場合は、建築基準法上の特定行政庁からの指導というふうに、そこは分けることになります。

実際空き家じゃないかということで相談を受けた物件で、実は人が住んではいないんですけど、倉庫として使っている場合は、それも空き家ではないですので、建築基準法上の適正な維持保全という部分で特定行政庁から指導をしていただいている物件も実際あります。特定行政庁とは、神奈川県横須賀土木事務所になります。

【加藤委員】

住んでいる方が修繕する、現状でも住めればいいという方もいる、いろんな事情がありますからね。

【議長（兼子会長）】

他にいかがでしょうか。

空家等対策計画案の第4章と参考資料を見てきましたけども、大体、ご意見は出たかなというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事の1つ目は、これで終わりにしたいと思います。

事務局の方からこの空家等対策計画についてのスケジュール等をちょっとアナウンスしていただけたらと思います。

【事務局】

今回のこの会議をもちまして、空家対策計画4章立てのすべてについて、ご意見いただいたという形になります。

今年度は今回の会議が最後となりますが、まずは次年度の第1回で、これまで見え消し状態で資料としてお示ししていましたが、それを製本した形でご確認いただきたいと思っております。

ただし、本日、利活用促進の検討のところでご意見をいただきましたので、この部分は

必要な修正をすることになろうかと思います。この部分のご確認をいただくこととあわせて、計画全体を見ていただくことが来年度の第1回の会議になるのかなと思います。

その後、パブリックコメントですとか、庁内の必要な手続きである庁議がありまして、それをもって改定案が確定します。来年度中の改定と公表を目指して、今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

【議長（兼子会長）】

はい。ありがとうございました。

今日いただいた意見も含めて事務局の方で修正をして、次回は全体をお示しいただくということだそうです。

そうしましたら、議事はすべて終了したと思います。

本日はこれで議事終了となりますので、まず事務局に進行をお返しいたします。

【司会（堀越部長）】

兼子会長、大変ありがとうございました。

また、各委員の皆様方におかれましては、活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

今日いただきました意見をまたこれまでの計画案、修正反映しましてですね、再度皆さんにご覧になっていただければと思います。

それではこれもちまして、令和6年度第2回三浦市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。